# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認長野地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から19年6月1日まで 平成11年8月からA社(現在は、B社)でCとして働いていたが、厚生 年金保険の資格取得日が19年6月1日となっており、申立期間の記録が無い。

当時の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に金額の記載が有り、給与から何らかの社会保険料が控除されていたので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収票及びB社からの回答により、申立人は、 申立期間において、A社D社及びE店にFとして在籍していたことが認めら れる。

しかし、オンライン記録によると、A社については、同社E店は平成17年7月1日付けで厚生年金保険の適用事業所になっているが、同社D社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る上記源泉徴収票に社会保険料等の金額が記載されていると主張するが、当該社会保険料等の金額は、当時の申立人の給与総額に相当する社会保険料(健康保険料及び厚生年金保険料)と比較して著しく低額であることから厚生年金保険料とは考え難く、B社から提出されたA社D社の平成17年分から19年分までの源泉徴収簿によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同社E店の19年分の源泉徴収簿によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されているのは、同年6月分からであることが確認できる。

さらに、申立期間当時の申立人の住所地であるG町からの回答によると、申立人は、当時、国民健康保険に加入し、国民健康保険税を納付していたことが確認できるところ、B社は、「源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、年末調整時に提出された国民健康保険税である。」と回答している上、上記源泉徴収簿によると、「申告による社会保険料の控除分」の欄に金額が記載されていることから、申立人は、年末調整の際に、自身が納付した

国民健康保険税を申告していたことがうかがえる。

加えて、申立人は、A社E店において平成19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、B社は、「申立期間当時においては、短期間で自己都合退社する者が多いことなどから、一部の希望者のみの加入になっていた。19年頃から、派遣法の改正を受けて社会保険への加入を進めてきた。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日 に係る記録訂正を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月から同年12月まで

② 平成10年1月31日から同年4月1日まで

平成 10 年 3 月 5 日に社会保険事務所(当時)の職員がA社に来社し、「事業所の社会保険料が支払不能のようなので、あなたの標準報酬月額を遡って減額し、保険料を支払ったようにする。」と言った。

これにより、平成9年7月から遡って標準報酬月額が減額された上、10年1月31日に被保険者資格を喪失とされたことに納得できないので、標準報酬月額を元の記録に戻すとともに、被保険者資格喪失日の記録も訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 10 年 1 月 31 日)の後の、同年 2 月 27 日付けで、9年 10 月の定時決定を取り消し、同年 7 月に遡って 20 万円に減額されていることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日の記録は、申立人の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた平成10年2月27日付けで、資格喪失日を同年1月31日とする遡及処理が行われている上、申立人のほか5人についても同様の資格喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、当該事業所の社会保険事務及び給与計算事務も担当していたと供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、会社は、社会保険料を滞納しており、私は、複数回にわたって滞納保険料の納付方法等について、社会保険事務所

の担当者と協議を行っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、社会保険事務所の指導に基づき、上記の標準報酬月額の減額訂正に係る届出書の一部を自ら作成し、提出したことを認めている。

以上のことから、申立人は、事業主から滞納社会保険料の処理に係る一定の権限を付与され、当該事務を執行していたことがうかがえる上、標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役であり、当該事務の執行に当たっていた申立人が自らの標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額及び申立期間②における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月20日から50年2月頃まで 申立期間については、大学に通いながらA区にあったB店で働いていた。 当時、事業所から手渡された健康保険証を使って歯医者に通った記憶があ り、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA区のB店に勤務していたと主張しているものの、事業所名及び詳しい所在地を記憶していないため、昭和48年当時のA区の住宅地図、同年の職業別電話帳のA区内B店名、商工会議所から提出された同年から50年までの会員名簿等、C協同組合のA区組合員名簿、社会保険庁(当時)のオンライン記録等から申立人が主張する事業所について調査したが、申立人の主張する事業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否かを確認することができなかった。

また、申立人は、勤務していたとする事業所の事業主名を記憶していない上、元同僚についても「D」という者がいたという以外に元同僚の名前を記憶していないため、申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、申立人は、戸籍の改製原附票によると、昭和49年2月\*日に住所をE区から実家のあるF県G市へ移しており、同市の国民年金被保険者カードによると、申立人は同日付けで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月4日から46年4月1日まで 申立期間において、AとしてB県C (現在は、B県D) に勤務していた にもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。申立期間の 前に同じくAとして勤務したB県内の2か所においては、厚生年金保険に 加入しているのだから、申立期間についても加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B県E事務局F課が提出した人事記録により、申立人が、申立期間において、B県CにGのHとして勤務していたことは確認できる。

一方、B県E事務局F課は、「IであるHについては、Eにおいて任用し、 厚生年金保険の加入手続は各所が行っている。」と回答しているところ、B 県Dは、「申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) を保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間 に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間の約2年前に、B県Cにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得している元Hは、「Cへ着任した半年後に厚生年金保険の加入手続をしてもらった。」と証言していることから、Cにおいては必ずしも、H全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B県Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後において、健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。